

『地震予知連絡会会報』の著作権の扱いについて

－地震予知連絡会申し合わせ－

平成 21 年 8 月 21 日

地震予知連絡会

1. 『地震予知連絡会会報』（以下、「会報」という）に掲載された原稿（図表を含む）の著作権は、当該原稿を提出した著者に帰属する。
2. ただし、著者は、以下の各号について、地震予知連絡会に承認を与えるものとする。
 - (1) 地震予知連絡会のウェブページにおいて、会報の内容を公開すること（検索の便宜を図ってデータベース化する場合を含む。）
 - (2) 地震予知連絡会事務局から会報を配布していない組織あるいは個人からの会報の需要に対応するため、地震予知連絡会の承諾の下に民間団体から会報を複製頒布させること
 - (3) 地震予知連絡会が編集する刊行物（書籍の形態のみならず、DVD 等のコンピュータ可読メディアを含む。）に会報の内容を複製転載あるいは翻訳すること、及びこの刊行物の内容を地震予知連絡会のウェブページで公開すること
3. 本申し合わせが承認される以前に発行された会報の原稿についても、著者は第 2 項の承認を与えるものとする。ただし、本申し合わせが承認される以前の原稿については著者から第 2 項 (3) について承認しない旨の意思表示があった場合はこれについて適用しない。

事務局における本申し合わせの運用

- ア. 第三者から、会報の内容の複製・転載の承認について事務局に問い合わせがあった場合は、当該原稿の著者を紹介する。
- イ. 著作権者の死亡等により、前項の処置が不可能若しくは著しく困難な場合においては、学術・教育・公益目的の利用に対しては、事務局で審査の上地震予知連絡会として許可するものとする。
- ウ. 会報の末尾並びに会報の閲覧のウェブページに以下の注意書きを掲載する。

『地震予知連絡会会報』に掲載された記事の著作権は個々の記事の著者に属します。引用として認められる範囲を超えて、会報の内容を転載・複製される場合は著作権者の許可を得てください。手続き等につきましては、地震予知連絡会事務局までお問い合わせ下さい。